

平成 20 年度 久留米市下水道事業特別会計予算

平成 20 年度久留米市の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,338,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継 続 費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(地 方 債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一 時 借 入 金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成20年2月29日提出

福岡県久留米市長 江 藤 守 國

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1 3 4, 0 1 6
	1 分担金	1 1 2, 4 2 3
	2 負担金	2 1, 5 9 3
2 使用料及び手数料		4, 0 0 9, 1 0 5
	1 使用料	4, 0 0 8, 8 5 5
	2 手数料	2 5 0
3 国庫支出金		1, 9 5 3, 5 0 0
	1 国庫補助金	1, 9 5 3, 5 0 0
4 県支出金		1 5 0
	1 県補助金	1 5 0
5 繰入金		1, 2 2 7, 0 0 0
	1 一般会計繰入金	1, 2 2 7, 0 0 0
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		3, 3 2 8
	1 延滞金・加算金及び過料	1

款	項	金額
	2 雑入	千円 3, 3 2 7
8 市債		7, 0 1 0, 9 0 0
	1 市債	7, 0 1 0, 9 0 0
歳 入 合 計		1 4, 3 3 8, 0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 下水道費		千円 7, 7 7 1, 0 6 8
	1 下水道管理費	1, 5 5 1, 7 4 1
	2 下水道建設費	6, 2 1 9, 3 2 7
2 公債費		6, 5 6 1, 9 9 4
	1 公債費	6, 5 6 1, 9 9 4
3 予備費		4, 9 3 8
	1 予備費	4, 9 3 8
歳 出 合 計		1 4, 3 3 8, 0 0 0

第 2 表 継 続 費

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 下水道費	2 下水道建設費	上津中継ポンプ場 建設事業	千円 547,000	平成20年度	千円 170,000
				平成21年度	377,000
		北野中継ポンプ場 建設事業	626,000	平成20年度	200,000
				平成21年度	426,000
		櫛原中継ポンプ場 改修事業	550,000	平成20年度	192,000
				平成21年度	358,000

下水道事業特別会計

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 下水道費	2 下水道建設費	諏訪野地区 浸水対策事業	千円 1,155,000	平成20年度	千円 304,500
				平成21年度	445,300
				平成22年度	405,200

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 建 設 事 業	千円 4,382,000	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	4.0以内 % (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、公営企業金融公庫資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する事項による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 建 設 事 業	198,200			
借 換 債	2,430,700			
計	7,010,900			